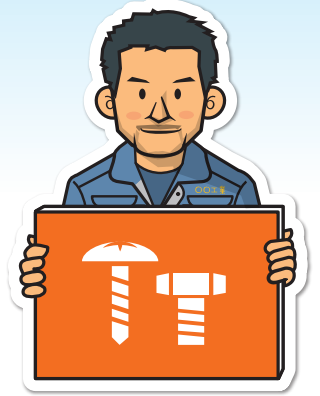


統合賠償責任保険



部品製造業のみなさまの賠償責任保険



部品製造業のみなさまを取り巻く賠償リスクがまとめてカバーされます!!

! 部品製造業のみなさまを取り巻く賠償事故の例

● 製造後 他人に対する賠償事故の例



● 幼児用ベッドの部品の欠陥が原因で、ベッドが傾いてしまい、幼児が転落して大ケガをさせてしまった。

損害額 **5,000万円**

さらに



部品の欠陥により幼児用ベッドメーカーがリコールを実施し、回収費用を請求された。

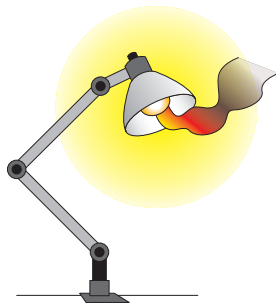
損害額 **1,000万円**



事故発生後、今後の対処について弁護士に相談した。

かかった費用 **5万円**

● 製造後 完成品メーカーに対する賠償事故の例



● 照明器具の部品を納入したところ、部品が発熱して照明器具を焼損してしまった。照明器具メーカーから照明器具の製造費用について損害賠償を請求された。

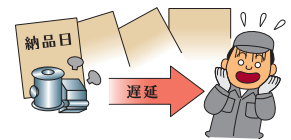
損害額 **3,000万円**

● その他の賠償事故の例



完成品メーカーから支給を受けた材料を加工して部品に仕上げることになっていたが、作業ミスにより材料を破損してしまった。

損害額 **50万円**



運転中の操作ミスで部品製造装置を壊してしまい、やむなく製造が1週間ストップしてしまった。そのため部品の納入が大幅に遅延し、逸失利益が生じたことに対して納入先から損害賠償を請求された。

損害額 **50万円**



工場に設置していた看板が落ちて訪問客に大ケガをさせてしまった。

損害額 **1,000万円**

賠償リスクだけでなく、こんなリスクも...

● 被害事故の例

自動車が工場に突っ込み、塀を壊されたが賠償してくれないため、弁護士に依頼し、損害賠償を請求した。

かかった費用 **90万円**



ビザポ で補償される内容

部品製造業のみならず、業務の遂行、仕事の結果、施設の管理による事故によって負担する法律上の損害賠償責任が包括して補償されます。

裏面の補償ごとのイラストと、表面の事故例のイラストは、対応するよう同じものを掲載しています。

1



つくった物が原因で生じた事故と仕事を完了し引渡した後に生じた事故が補償されます。

基本特約Ⅱ
生産物完成引渡危険補償



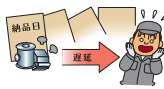
基本特約Ⅱでは、被保険者の占有を離れた財物を原材料や部品として使用した財物が、その原材料や部品等が原因で、壊れたり、汚損されたことなどによる損害賠償責任は補償対象外ですが、この特約により補償されます。

▶ 不良完成品損害補償特約



生産物の欠陥等により事故の発生またはそのおそれ客観的に明らかになった場合に、日本国内に存在する生産物の回収等に要した費用が補償されます。

▶ リコール事故補償特約



部品製造装置が不測かつ突発的な事故により損壊し、24時間以上稼働停止となったことを直接の原因として、納期が遅延したことによる納品先の逸失利益に対する損害賠償責任が補償されます。

1事故の支払限度額は50万円とします。ただし、基本特約Ⅱの身体障害または財物損壊のいずれか低い支払限度額(保険期間中の残存支払限度額が支払限度額を下回る場合はその額)の範囲内で支払われます。

【保険金をお支払いできない主な場合】

次のいずれかに該当する事由または行為による損害賠償責任

- 腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションまたはこれらによりその部分に生じた損壊
- 日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化が進行した結果、その部分に生じた損壊
- ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類、X線管の損壊
- 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類の損壊 など

▶ 部品製造遅延損害補償特約

2



施設が原因で生じた事故と仕事中の行為が原因で生じた事故が補償されます。

基本特約Ⅰ
施設業務危険補償



管理財物*の損壊、紛失、盗取または詐取について、その財物の正当な権利者(所有者等)に対して負担する損害賠償責任が補償されます。

*他人から借用した財物や発注者等から支給された財物等、被保険者が使用または管理する他人の財物をいいます。

▶ 管理財物拡張補償特約



急激かつ偶然な外来の事故によって記名被保険者の使用人等が被った被害について、「法律上の損害賠償請求を行う場合に負担した弁護士費用」や、「法律相談を行う場合に負担した法律相談費用」が補償されます。

▶ 被害事故弁護士費用等補償特約

3

法律上の損害賠償金のほか、損害賠償に関する争訟について、被保険者が支出した訴訟費用や弁護士報酬等の費用が補償されます。

賠償責任保険普通保険約款



保険金のお支払い対象となる可能性のある事故が発生し、その結果として他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者が負担した事故対応費用*が補償されます。

*事故の対応のために要した初期対応費用、身体障害見舞費用、訴訟対応費用で事故の解決のために有益かつ必要と弊社が認めた費用をいいます。

▶ 事故対応費用補償特約
(基本特約Ⅰ用・基本特約Ⅱ用)

マークが付いている特約の詳細につきましては、ビザポパンフレットに記載しています。

このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いできない場合、保険金の支払条件、支払限度額、その他この保険の詳細につきましては、ビザポパンフレットをご参照いただくか、弊社代理店または弊社へお問い合わせください。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス http://www.nisshinfire.co.jp

万一事故にあわれたら サービス24時間・365日 フリーダイヤル 0120-25-7474

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。